

# 伊勢物語初冠本 小式部本原初形態に関する一考察

山 田 清 市

現存の伊勢物語諸本が、いずれも後世の改変を経たものであることは、周知の事実であり、よって業平集やその他の断片資料を通して、原形遡源への試みがなされているのである。諸本の形態よりしても、例えば広本系中の阿波本の章段において、業平辞世歌の「つひに行く道とはかねて」云々の歌を有する章段のあとに記載されている諸段群

章 段	初 句	関 係 出 典	作 者
百十四	おきなささひ	後撰集、古今六帖	在原行平
百十五	をきのあて	古今集	小野小町
百十六	浪まより	万葉集、拾遺集、古今六帖	読人不知
百十七	我見ても むつまじと	古今集、新撰和歌集、古今六帖	読人不知

や、同系の大島本の示す形態から、定家本百十四段から百十九段までが後世の付載とみなされる等々である。試みに後者の章段の性格を検討するに、見る如くそのいづれにも業平歌は存在せず、又等しく関係出典等が指摘される点等が注意さ

百十八	たまかつら	古今集、古今六帖	読人不知
百十九	かたみこそ	古今集	読人不知

れるところである。ところで大島本に付載する小式部内侍本二十四章段については、再掲するまでもないが、その章段の

前には、

或本云、これよりしもは、この本になぎをえりいでて、かきつらねたる也。小式部内侍が自筆の本にあるなり。と記されており、二十四章段中、定家本と重複するものを、記載順にぬき出せば、左記の如くなる。

章 段	小式部本初句	定家本	阿波本	塗籠本	関係出典・作者
七四	いはねふみ	アリ	アリ	アリ	万葉(二四二) 拾遺(坂上郎女)
一一一	いたしへは したひもの	アリ	アリ	アリ	後撰(読人不知)
一一五	をきのめて	アリ	アリ	アリ	古今(小野小町)
九五	ひこほしに	アリ	アリ	アリ	
一一六	浪まより	アリ	アリ	ナシ	万葉(二七五三) 拾遺、古今六帖
一一七	我見ても むつましと	アリ	アリ	ナシ	古今(読人不知) 新撰和歌、古今六帖
※ 九	なかそらに するかなる	アリ	アリ	アリ	忠岑集
※ 三六	※ 谷せはみ いっはりと	アリ	アリ	アリ	万葉(三五〇七)
※ 七一	※ ちはやふる こひしくは ※ 神風や	アリ	アリ	アリ	万葉(二六六三) 拾遺、古今六帖

一〇九	花よりも	アリ	アリ	アリ	古今(紀茂行) 新撰、古今六帖
七三	めにはみて	アリ	アリ	アリ	万葉(六三三) 古今六帖

即ち小式部内侍本と対校して自本になき本文を掲出した原初のもの(以下×本と呼称する)には、三大系統たる定家本や広本系の阿波本及び塗籠本系にも存在する右の章段を持たなかったことが伺われる。

この事は大島本書写年代の鎌倉期以前に×本の成立がさかのぼることを伺わせると同時に、右の章段の殆んどにわたって関係出典が指摘され、且、業平の歌を一首も含まぬ点では、前記の阿波本付載章段や、大島本より伺われる付載章段と共通的な性格を有する点で、注目に価すると思われる。今日のところ、右の章段を含まぬ系統は皆無であり、清輔の袋草紙に記す「伊勢物語和歌二百五十首」は二百五首が正当のようだが、それにしても定家本より四首少ないのみであり、×本は更にそれより十三首(理由後述)少く、袋草紙成立の平治元年(一一五九)以前に或いはその成立がさかのぼることが考えられるのである。

即ち既述の如く、鎌倉期の定家本、塗籠本、大島本系のいずれにも先行する形態をそこに伺わせずにおかないからである。しからば×本とかかわりあった小式部本との関係はどうであろうか。掲出の小式部本文の示すところによれば、定家本九段の箇所が

むかしおとこ、すゝろなるみちをたとりゆくに、するかのくに、うつをやまくちにいたりて、わかいらゝとするみちに、いとくらうほそきに、つたかへてはしけり、物こゝろほそくおもほへて、すゝろなるめをみる事と思ふに、すきゆくにさしあひたり、かゝるみちにはいかてかいまするといふをみれば、みし人なりけり、京にその人のもとにとて、ふみかきてつく、

なかそらにたちゐる雲のあともなく身のいたつらになりぬへきかな

とてなんつけゝる、かくておもひゆくに

するかなるうつみの山のうつゝにもゆめにも人にあはぬなりけり

とおもひゆきけり

と記されている。右の部分は定家本第九段中の一部と概略一致するにかわらず、小式部本は右の如く、「むかしおとこ」云々として、独立した形で示されているため、小式部本が原形であつて、定家本ではそれが現在の如く九段に統合されたとみなす考え方もなされているのである。だが、右の二首中、「なかそらに」の歌は定家本では現在第二十一段末尾にあり、若し小式部本が原形で、定家本がそれを統合したのであつたら、「なかそらに」の歌を更に分割したことになる。それをすら定家本系の改変とみなすなら、同様の理由によつて小式部本の改変をより強く疑わねばならなくなるのである。吾々はそこで、小式部本文の掲出者が、その初めに記した「この本になきをえりいで、ゝかきつらねたる也」という態度に改めて注意しなければならない。それは単に和歌だけでなく、特異な章段形態もそこに掲出した可能性を思つてみなければならぬからである。

これは他の例についても言えることであつて、定家本三十六段に該当する箇所では、昔わすれぬるなめりとゝひことしける女におとこ

谷せはみ峯まてはへるあをつゝらたえむと人にわれ思はなくに

をんな

※いつはりと思ふ物からいまさらになかまことをかわれはたのまん

とあり、更に又、同じく定家本七十一段に該当する箇所では、

昔、おとこ伊勢さいくうに、内の御つかひにてまいりければかの宮にすぎこといひける女、わたくしことにて、  
 ちはやふる神のいかきもこえぬへし大宮人のみまくほしさに  
 をとこ

こひしくはきてもみよかしちはやふる神のいさむるみちならなくに  
 女たひ人をいかゝ思ひけん

※神風やいせのはまをきををりふせてたひねやすらむあらしはまへに  
 と記されているが、即ち、定家本に存在しないそれぞれ最後の「いつはり」と「神風や」の各一首が加っているために、その歌だけを掲出しては、和歌の章段位置づけが不明になるため、あわせて掲出したことが伺われる。そもそも「いつはり」との歌は古今集読人しらずの歌であり、又「神風や」の歌は万葉卷四に「碁檀越の伊勢国に往きし時、留まれる妻の作れる歌」とあるもので、その詞書に「伊勢国に往きし時」とあるところから、この歌をこの章段に付加したことは歴然で、勢語本文の昔男が、「内の御つかひ」であり「大宮人」と表記されているものを付加に際し「たひ人」と表記してしまっていることから、小式部本文の付加改変であることが看取されるのである。したがって大島本第九段の注記にみる、宇津の山の箇所「或本これよりのちなし」は、前掲に見る如く、その部分を別の章段に位置せしめて、独立させた小式部本系を指すものであることが考えられるのである。又大島本によって当初存在しなかったと推察される百十四段より百十九段の中、小式部本には、百十五段と百十六段が存在したことが判明する。即ち之は×本には右の両段のみが存在しなかったとみなすより、恐らく、小式部本に至って、この両段が介入して来たための掲出とも考えられるのである。何故なら大島本に存在している、(36)(73)(74)(95)(109)(111)の各章段を×本は含んでいなかったことが看取され、よって大島本より先行する形が考え合わされるからである。かくて、前述の如く、九

段、三十六段、七十一段の小式部本文が、その特異な形態や和歌の存在にもとづく掲出とみなしても、定家本を基準にした場合、百十四段より百十九段に至る七首と、小式部本として掲出されながら、定家本と重複する六首の、計十三首は、×本には、含まれていなかったことが想定される。しかして、その形態は恐らく今日の初冠本の形態に近かったと考えられるのである。何故なれば、大島本と同様に、小式部内侍本文を記載する天理大図書館蔵伝為家筆本の付載章段の「掲出原拠本」は後述の如く、定家本系に近いものであり、×本と明らかに異なるにかかわらず、小式部本文の抄出順位が、両者においてほぼ一致を示すからである。

さて×本の成立はいつごろまで、さかのぼり得るであろうか。少くとも拾遺集以前の成立とみられる古今和歌六帖は、勢語と深くかかわりあっており、その関係歌中、古今や後撰に重複するものを除き、勢語とのみ関係を有する二十四首には、如上の十三首の掲出歌に該当するものは存在しないのである。こころみに、六帖との同一歌をあげてみるに、

章段	古今六帖(書陵本)	関係本文	出典
七三	めにはみててにはとられぬ月のうちのかつらのごときいにもあるかな	目ニ破見而手ニ破不所取月内之楓如妹乎奈何責(西本願寺本)	万葉 湯原王
一〇九	はなよりも人こそあたになりにつれをさきにこひんとかみし	はなよりも人こそあたになりにつれをさきにこひんとかみし(志香須賀本)	古今 紀茂行
一一一	したひものしるしとするもとけなくにかたるかことはこひすそあるへき	したひものしるしとするもとけなくにかたるかことはあらずもある哉(為相本)	後撰 読人不知

となつてその関係は解消するのである。それらの掲出本文が×本に存在しないにかかわらず、六帖に採録されているとしたら、六帖以前の成立を考える上に支障を来すことになる。即ち六帖以前にその成立をさかのぼらせてみるも、この限りでは両者に抵触することはないのである。

ところで、全歌数二百首に満たない勢語として、その片影を伺わせるものは、かつて池田亀鑑博士によって紹介された<sup>(1)</sup>彰考館文庫蔵「伊勢物語抄」の記載である。再掲すれば

		伊勢物語		読人日記	
業平	百十六首	橘忠元	一首	ヤシロノ女	一首
有常妹	一首	河原左大臣	一首	行平女	一首
万葉集歌	十六首	二条后	五首	ウヅク	一首
有常女	十五首	紀有常	六首	紀モチユキ	一首
小野小町	三首	貫之歌	一首	平城天皇御製	一首
イタルガ歌	一首	五条后	二首	オホキヲトド	一首
イモウトノ	一首	染殿后	三首	敏行	二首
小野サダキ	二首	齋宮歌	五首	在原元方	一首
		ミネヲ	一首	住吉明神御歌	一首

とあり、全部で百九十首を数えるわけである。右の原拠の勢語の性格はいかなるものであったのだろうか。その作者名中、まず最後に記載する「住吉明神御歌」は、勢語諸本中、定家本百十七段に存在して、  
むかし、みかと、すみよしに行幸したまひけり。

我見てもひさしくなりぬすみよしのきしのひめまついく世へぬらむ  
おほむ神、けきやうし給て

むつまじしと君はしら浪みつかきのひさしき世よりいはひそめてき  
として、見る如く、帝と住吉の神の唱和として構成されている。古注によれば、帝は平城帝となすから、「平城天皇」

とする一首もこの章段より記載したと思われる。ところで右以外に住吉の神の歌と思われる箇所は存在せず、この唱和の百十七段は、塗籠本、大島本系（辭世歌「つひに行く」のあとに付載）には存在せず、この系統でないことが伺われる。ところで右の本文のあとに、異本系の小式部内侍本、皇太后宮越後本、阿波本、谷森本、神宮文庫本付載部分には語句に小異あるも、更に左記の如き本文が接続する。

このことをきゝて、ありはらのなりひら、すみよしにまうてたりけるつひてに

すみよしのきしのひめまつ人ならはいくよかへしとゝはまし物を

とよめりけるにをきななりあしきいてゐてめてゝかへしつ

ころもたにふたつありせはあかはたの山にひとつはかさまし物を

とよみてきえうせにけり、のちに思へは御神になんをはしましけるトアリ（小式部内侍本）

即ちこの系統であれば、「ころもたに」の住吉明神歌を今一首加えて、計二首になるべき筈であり、よって以上の諸本系統も又、除外されてくるのである。しかして×本との関係はどうであろうか。「伊勢物語抄」に記載する「紀モチユキ一首」は、定家本百九段に記すところの、次の

むかし、おとこ、ともたちの人をうしなへるかもとにやりける

花よりも人こそあたになりにつれをさきにこひむとか見し

とある歌は古今集十六に「紀茂行」として記載するもので、小式部本にも、又、右と同様の本文の記載をみる点より推して、×本に存在しなかった筈で、かくて、両者の関係は懸絶するのである。

以上の事実によつて、残されたのは定家本のみとなったが、定家本の歌数は二〇九首であつて、尚十九首少く、同一系統たることを認めるには躊躇せざるを得ないわけである。



だがしかし、今日の定家本勢語の歌を三代集等によって確実に指摘できる、小野小町や橘忠幹、紀有常、紀貫之、紀敏行、紀茂行や源融等の歌を全部含有していることにおいて、内容的には極めて近似を伺わせるのである。特に注目すべき点として業平の歌が「百十六首」と記載されていることは、古注の多くがそうである如く、それらしいものはすべて、業平歌とみなすような計算方法によっていることが伺われるのである。周知の如く、三代集に照して、たしかに業平作と認め得るものは僅か二十五首程度であり、諸種の文献に徴しても、尚作者明徴ならざるものが多数ある筈であるにかかわらず、みる如く、「誦人しらず」歌は一首も存在しないことによっても、厳密な記載法とは決して言えないことがわかるのである。よって小野サダキ(貞樹)とすの二首(五位、肥後守、小野、石見王御子、至貞親)等もそうした古注的性格によって、規定づけた結果であらうし、定家本百十四段の仁和の帝、芹川行幸の段におけるおきなさひ人なとかめそかり衣

けふ許とそたつもなくなる

は、後撰集の記載によって、「在原行平」歌である筈だが、「行平」という作者名がなく、「行平女一首」がかわりに存在するのも、勢語中に「行平女」らしいものを伺わせる箇所が見当たらないから、「行平」の誤りであろうこと等が考えあわされるのである。ともあれ、それら一、二の疑点を有するが、その他は總体的にみて、作者名の内容構成から定家本に近接しており、したがって和歌数百九十首にとどまっているのは、作者名分類上から来る歌数の逸脱か、乃至は「作者不詳」歌に該当するものは記載しなかったためと考えて、甚しく不当でないように思われる。よって「伊勢物語抄」の原拠勢語は、ほぼ定家本に近い章段と内容を有していたものと考えてよいように思われる。

ところがかつて管見に及んだ柳原家旧蔵「伊勢物語聞書」の古写本によれば、

うみかふりといへるは淳和天皇の御時、在中將とし七才にして童殿上にまいりて、いるゆるされ、そのとし五節の

舞人し侍けり、かり元服してありけるを、うみかふりとは申侍り、このうみかふりの本を朱雀院のぬりこめの本といへるは、在中將の自筆にかきあつめたるを、後に散位從四位下源朝臣信明、右衛門府生壬生忠峯、權中納言從三位藤原朝臣敦忠、この人々の始若紫の褶衣の哥より、つるにゆくみちという哥まで、次第を撰して、和歌数凡百九十二首、但本於二百七首不重来可、このほか連哥二首朱雀院奉けるを」

と記すのである。之等の内容が、どれほどの信憑性を有するかは、慎重な検討を要することは言うまでもないが、初冠本系に總数百九十二首程度のものが存在したかもしれないことを、伺わせるのである。もし、それが事実なら、それと×本とは或いは、かかわりあうものであったのかもしれない。それが×本でなく、所謂、本間美術館蔵の伝民部卿局筆と伝える現存の朱雀院塗籠本と呼称されるものは、別種の物であったと考えられることは、該本の和歌数が百九十八首を数えることによっても明らかである。

しかして、×本の内容を、大島本付載の小式部本本文によって考えるならば、当然、大島本第二部のいわゆる皇太后宮越後本と称された断片十二章段に含まれて、定家本と重複する左記の

むかし、いろこのみなる女にあへりけり、うしろめたくや思けん	A	(定家本三十七段)
われならてしたひもとくなあさかほの		
ゆふかけまたぬ花にはありとも		
かへし		
ふたりしてむすひしひもをひとりして		
あひみぬまではとかしと思ふ		(定家本三十七段)
むかし、おとこ、はつかなりける女のともにな		

の四首と、更に天理図書館蔵、伝為家筆本付載部分たる小式部内侍本断片中に含まれる

C	B	A	B
<p>返哥                      ※ゆめかともなにかおもはむうきよをは</p> <p>(定家本八十三段)</p>	<p>むかし恋しさにきてかへれとせうそくもせてある                      あしへこくたなゝしをふねいくそたひ                      こきかへるらんしる人なしに</p> <p>(定家本九十二段)</p>	<p>むかしおとこ京をいかゝおもひけんふかきやまに                      ありわひぬいまはかきりの山里に                      つまきこるへきやともとめてん</p> <p>かくなんいといたうやみてしにいたりたりければおもてに水をそゝぎなんとしてたりければいきいてゝ                      我うへに露そおくなるあまの川とわたるふねの                      かひしつくかといひていきいてたりける</p> <p>(定家本五十九段)</p>	<p>あふことはたまのをはかりおもほへて                      つらき心のなかくみゆらん                      といへりてまたほとへて                      などてかくあふこかたみとなりけん                      みつもゝらしとちきりし物を</p> <p>(定家本三十段)</p> <p>(定家本二十八段)</p>

F	E	D	
<p>月やあらぬ春やむかしのはるならぬ  わか身ひとつはもとの身にして  といひてこのはなのもとにたちよりて  ※梅花かをのみ袖にとゝめをきて  わか思人はおとつれもせず</p> <p>(定家本四段)</p>	<p>なにしほはゝいざことゝはん宮ことり  わか思人はありやなしやと  といひければふな人こそりてなきにけりそのかはのわたりすぎて京にみし人あひてものかたりなとしてことつてや  なといひければ  ※宮ご人いかにとゝはゝみねたかみ  はれぬおもひにわふとこたへよ</p> <p>(定家本九段)</p>	<p>そむかさりけんほとそくやしき  むつましと君はしらなみみつかきの  ひさしきよゝりいはひそめてき  この哥をきゝて在原業平すみよしにまうてたりける  ※すみよしのきしのひめ松人ならば  いくよかへしとゝはましものを  とよめるにおきななりあしきいてゐてめてゝかへし  ※ころもたにふたつありせはあかはたの  山にひとつはかさましものを</p> <p>(定家本百十七段)</p>	

H	G
<p>むかしおとこ女をいたくうらみて          いはねふみかさなる山はとをけれと          あかぬおほくもこひわたるかな          ※あまのすむみちのしるへにあらぬ身を          うらみんとのみ人のいふらん</p> <p>(定家本七十四段)</p>	<p>みすもあらずみもせぬ人の恋しくは          あやなくけふやななめくらさん          女かへし          ※見もみすもたれとしりてか恋らるゝ          おほつかなみのけふのななめや          またおとこかへし          しりしらすなにかあやなくわきていはん          思のみこそしるへなりけれ</p> <p>(定家本九十九段)</p>

の十七首に対しても、検討が加えられるべきである。

さて「越後本」と呼称される章段に関しては、先ず(B)歌の方は、みる如く定家本三十段の歌につづいて、その返歌として章段を異にする二十八段の歌が記載されていて、その特異な章段形態から掲出されたと考えてよさそうである。次に(A)歌の二首は「越後本」の名を記す大島本と類似の奥書を持つ伝為相筆本の奥書に問題があり、両者親本の乱丁などが考えられている程で、<sup>(9)</sup>校合上の複雑な過程で、誤って記載されたのではないかと推定される。何故なら、越後本付載断片中、定家本百十四、百十五、百十六、百十七の各段を含んでいる点から推して、その原拠本は、今日の

広本系中、大島本と大体同類であったことが考えられ、とするなら、その大島本には(A)の二首歌の存在をみることによって、推察されるからである。

次に伝為家筆本付載部分の(C)より(D)までは、※印で示した如く、定家本に付載された特異歌を提示するために、掲出したものとみなされるから、除外されてしかるべきであろう。よって(A)(B)にかぎられるが、(A)歌の方は

定家本(武田本)	伝為家筆付載断片	後撰集(為相本)
すみわひぬいまはかきりと山さとに身をかくすへきやとともとめてむ	ありわひぬいまはかきりの山里につまきこるへきやとともとめてん	すみわひぬ今は限と山さとにつまきこるへきやとともとめてむ

見る如く、歌句が勢語よりも後撰集に近く、その大きな本文異同の点から採録されたのではないかと疑われる。何故なら(C)より(G)に至って記載されている定家本章段の本文は、定家本に一致を示すからである。次に(B)歌の一首を残すのであるが、之は原拠本そのものに(B)歌が当初より存在していなかったとすれば、或いは×本の原形より消去されることになるかもしれない。且又、ただ一首の重複という点からするならば或いは、そこに対校掲出上から来た誤りということも考えられてくるわけである。

ともあれ、大島本付載の小式部本と伝為家本付載の小式部本との関係、及び両者それぞれの対校底本との関係は、どうであろうか。かつて福井貞助氏は、両者の小式部本文の掲出順序を比較されて、ほぼその配列順序の一致から、両者は同系統のものであらうと考えられた<sup>3)</sup>。その際、福井氏のあげられた兩本段序の比較を用いると、

B	A
為家本	為氏本 (大島本)
83	
59	
117	
9	74
4	H
H	111
	D
	115
	99
	95
	117
	74
	116
G	G
I	I
	J
B	B
	K
	36
L	L
M	M
N	N
	71
	0
92	
P	P
Q	Q
	F
	C
	109
	73

右によれば、為氏本(大島本)に掲出されない章段は83 59 9 4 D 99 92の七段である。この中、83 9 4 99は、既述の如く、伝為家本付載章段中、定家本に付加された特異歌による章段で、その特異歌の存在故に掲出されたことが考えられるのである。59 92も前述の推定によって一応除かれるとするなら、残るは(D)のみとなる。

いちになんいてたりけるに女くるまありけるをいひもていきて、御すみかはいつこそといひをこせたりける

わかやとは雲井のみねにたかけれは

をしふともこんものならなくに

といへりければおとこ

かりそめにそふる心しふかれは

なとか雲井もたつねさるへき

といひてこれもかれもわかれにけり

右の内容を持つ章段は、皇太后宮越後本にも存在しているので、恐らくそうした系統との接触によって採録されて来たものであろう。ともあれ、以上の章段が、×本の如き章段数の少い対校本による大島本の方になく為家本付載章段の方に掲出されるに至ったのは、如上のものが既存のものに付加混入が行われた結果によると考えられるのである。このことは為家本付載断片の小式部本文は、大島本付載小式部本文の増長改善を経た結果であろうことをそこに伺わせずにおかないのである。且又、みる如く大島本付載章段には為家本に存在しない111 115 95 116 36 71 109 73章段が掲

出されている点から考えて、その原拠の、即ち×本は、為家本付載章段の原拠本より、はるかに章段数の少ないものであつたことが当然伺われるわけである。

恐らく為家本付載章段の「原拠本」は、今日の定家本にほぼ近い章段数をもつものであつたろうことは、そういう想定においても92の一例だけしか抵触しないことによつて伺われるところである。以上の考察を通して、推定されることは、×本の形態は、越後本や為家本付載章段の原拠本、彰考館蔵の伝える伊勢物語抄の原本や、現存の一切の勢語諸本の系統とも異なつた二百首の歌数に満たぬ最も章段数の少い一本であつたろうということである。且又、×本の対校に使われた小式部内侍本は、両者の内容の比較検討より推して、×本より後に出たものであるうということである。

しかもその小式部本は、その後又、増長改変されて、第二次小式部本となり為家本付載章段の原拠本によつて対校され付載章段として掲出されるに至つたと考えられるのである。

この点について、更に考えられることは大島本奥書第二部に私云、此物語諸本不同、員数不定、次第相違、其中特違兩本也。

一様は初春日野若紫歌、終昨日今日とはおもはざりしを云々。  
奥書朱雀院本と注は大様此本也。

一様は初君やこしの歌、終に忘なよとは雲居にの歌也。

此本は小式部内侍自筆之由、大外記師安語侍之本也。

伊勢物語号依斎宮事初拳、その歌尤可然云々。

但不可然歟。又件本は世不普歟。可秘蔵云々。



と記載されている内容にほぼ類似の奥書を伝為家筆本は左記の如く記していることである。

奥書ニ朱雀院の本と注ハ大様此本也。但付此本哥員在多少歟一様初ニ

君やこしわれや行けんおほつかなゆめかうつゝかねてかさめてか終ニ

わするなよ程は雲井になりぬともそら行月のめぐりあふまで此本者、大外記師安先年持参三条左京兆之許、小式部内侍自筆云々、齋宮御事為株事、故立伊勢号、仍以此事立始も又此本ニとりて哥数次策、多少不定歟（以下略）

為家本奥書に相当の誤写脱文のある点より勘案しても厳正な書写態度を欠き、自由な態度で書写したことが伺われ、よって両者は大体内容的に同一のものと認めてよいように思われる。したがって、第二次小式部本と認められる伝為家筆本付載断片が示す小式部本は、大島本奥書の系統下にたつものであり、又その内容を伝えるものと思われるのである。更に大島本第二部によれば、

頭輔卿本にて所書写也。件本は大外記師安本也。小式部内侍自筆之由所注也。雖然不審事、件本に令書付也。和歌二百五首其後以或証本令比較て又一本校了。件兩本次第無相違。三宮御本云々。仍付其等也。自此下物語は他本令有事等を追書入也。皇太后宮越後本云々。

とあり、しかも最後の「皇太后宮越後本云々」の部分は、以上の奥書と全く同一の奥書を持つ、一誠堂蔵、伝為家筆本によれば、前の部分と切離されて、

本云

建久元年八月六日於安部山門書了。以皇后宮越後本所書写也云々。

とあり、尚、最初の「頭輔卿」の前にも為相本には「書本云」と記載されている点から推して、本来、越後本に関する部分は独立したものであったと考えられる。したがって、師安から伝った頭輔本を書写し、之に三宮御本をもつて

校合を施し、顯輔本にない章段を「自此下物語へ他本令有事追書入也」となしたのは、顯昭でなかったかと考えられ、したがって彼が第二次小式部内侍本を成立せしめた事も考えあわされてくるのである。

ところで注目される事は小式部本は、「小式部内侍」の自筆と断定される点を持っていなかった点である。大島本奥書によれば、その二箇所の関係部分において

○此本は小式部内侍自筆之由、大外記師安語侍之本也。

○小式部内侍自筆之由所注也。

と記している点によって、伺われるからである。「内侍」の自筆たることの「注」が師安の持参本にすでにあったのか、それとも師安の言葉によって顯輔が注したのかは不明であるが、大島本奥書の第三部、二十四章段の前に記載する或本云、これよりしもは、この本になきをえりいでて、かきつらねたる也。小式部内侍が自筆の本にあるなり。は、その注記に依拠したものとと思われる。

さて二十四章段の内容よりするに定家本にない歌、二十一首中「業平」の歌は、拾遺集より採録したと思われる一首のみで、他は万葉五首、古今九首、作者未詳六首という、転載付加的要素が極めて強い点から推して、後世、何人の改変を経たものであろうことを、思わずにおかない。大外記、中原師安は正四位下、明法博士であったが、彼の手が或いは加ったかと考えられる点については未詳である。ともあれ、大島本付載の二十四章段を含む第一次小式部内侍本の成立は、既に考察を加えたこともあったが、拾遺集以後とみなされ、勢語の原初形態にこの限りでは、かわりあうものとは認められないのである。だがその巻頭に、「伊勢齋宮」の段を配し、巻尾に「わするなよ程は雲井に」の歌を持つ特異な章段形態より推して、「伊勢物語」の題号に、巻頭の「伊勢齋宮」の段を有する該本の形態が、かわりあっているのではないかと考えられ、したがってこの形態が勢語の原初形態に結びつくのではないかとい

う考え方も強く存在するのである。そうした考察のうらづけとして、かつて池田亀鑑博士は「古本業平集」の存在について紹介され、その本文の一部として、巻尾には、

身のうれへ侍りてあづまの方へまかりて、友だちのもとへいひおくり侍る

として「わするなよ」の歌がおさめられていると記しておられる。さてその古本業平集について、具体的にあきらかにされておられるのは

(一) わたくしが最近調査することのできた古本には一〇段の歌は前田本（筆者注在中将集）と同様にあるが、一一段の歌は、集の最後に収められている。

(二) また九段の説話について見ても、この段は(一)から衣云々、(二)するがなる云々、(三)時しらぬ云々、(四)名にしおはば云々の四つの歌の説話から構成されている。しかし(二)の歌は前田本にも、歌仙本にも古本にも見えない歌で、出所は不明である。

の点だけであって、単なる偶然であるかもしれないが、右の和歌の詞書に完全に一致し、(一)(二)の点についても又、該当するのは、書陵部蔵雅平本業平集である。もし「古本業平集」が該本をさすのであったら、この点についても既に考察した如く、その和歌は拾遺集以後の編纂にかかることが何われ、その母胎となった勢語の形態を想定しても、到底、原初形態を伺わせるものではないのである。

且又、近時齋刻紹介した実践女子大学図書館蔵の異本伊勢物語は、巻頭に「伊勢斎宮」の段を配し、巻尾に「わするなよ」の歌を配する点から、小式部本とのかかわりあいを伺わせるものであるが、本文中、芹川行幸の段を有し、その際の「おきなさび」の行幸の歌を、「中将なりける人の哥」と記して、業平にしている等、改変のあとが何われるとともに、この芹川行幸の百十四段は既にみてきた如く、大島本等の形態より初冠本の原形には存在しなかったと

みなされる点から推しても、異本伊勢物語の原初本が、初冠本に先行するとは又考えられないのである。

しかして異本勢語の原初本が小式部内侍本とかかわりを持つ場合、それは第二次小式部本より出たものであろうことが伺われるのである。何故なれば、定家本四段に該当する

月やあらぬはるやむかしの春ならぬ

我身ひとつはもとの身にして

の歌にひきつづいて、更に異本勢語には、

といひて、このはなのもとにたちよりて

梅のはなかをのみ袖にとよめつゝ

我思ふ人はをとつれもせず

といひてほのく／＼とあくるにかへりにけり。

という歌を有するが之は第二次小式部本文掲出の伝為家筆本にのみ存在するものであるからである。

(昭四一・八・二)

注

- (1) 池田亀鑑氏「伊勢物語に就きての研究」昭九、五、刊
- (2) 福井貞助氏「伊勢物語生成論」昭四〇、四、刊
- (3) 福井貞助氏「勢語小式部内侍本考」国語と国文学、昭三三、五
- (4) 拙稿「伊勢物語小式部内侍本の成立について」平安朝文学研究、昭三七、一
- (5) 池田亀鑑氏「物語文学」昭二六、四、刊
- (6) 拙著「古典文庫」昭四一、八、刊

筆者は本学教授・国文学。